

「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」 第 3 期戦略プランの策定について（補足）

農林水産部農林水産総務課

＜第 3 期戦略プラン策定の視点＞

○「島根県総合戦略」や「総合発展計画第 3 次計画」の部門計画であることを明確化

→上位計画と関連するプロジェクトは成果指標（総合戦略「KPI」）や目標値を共通化

○県共通プロジェクトと地域プロジェクトの連携を強化

→関連する県・地域プロジェクトは取組内容や成果指標・目標値を統一

○これまでの成果や課題、この間の情勢変化を踏まえて新たな要素をプロジェクトに設定

→森林・林業戦略では「低コスト再造林対策」を新たに設定

まち・ひと・しごと創生

島根県総合戦略

平成27年10月

島 根 県

2) 林業・木材産業の振興

【取組の方向】

- 島根県は森林率78%と全国第4位の森林県であり、木を「伐って・使って・植えて・育てる」循環型林業の推進による林業・木材産業の成長産業化が期待されている。
- 豊富な森林資源を活用し、木質バイオマス発電所の稼働にも対応した原木増産や再植林、きのこ栽培の振興を図る。

【推進施策】

①循環型林業の推進

- 主伐にかかる輸送費支援や再植林にかかる所有者負担軽減措置により、森林所有者の伐採意欲を喚起する。
- 原木増産に必要な林道・作業道や林業機械などの生産流通基盤の整備や、伐採跡地の再植林に必要な林業用種苗の増産を推進する。
- 木材業界と連携し、高品質・高付加価値の木材製品の製造や木造住宅の建築促進、木材輸出などによる販路（需要）を拡大する。
- 木質バイオマスの乾燥・集荷のため、ストックヤードの整備を進めるなど、長期にわたり安定的に未利用木材を集荷できるシステムを早急に構築する。

②きのこ栽培の振興

- 栽培作物では米、ブドウに次ぐ県内産出額を占めるきのこのブランド力を高め、菌床製造施設の更新・規模拡大、栽培ハウスの増設、新品種の導入などによる生産を拡大する。

| 重要業績評価指標（KPI） | 現況値 | | 目標値 | |
|---------------|---------------------|-----|---------------------|-----|
| | 26年度 | 26年 | 31年度 | 31年 |
| 林業就業者数 | 856人 | | 1,000人 | |
| 県産原木自給率 | 33% | | 44% | |
| 原木生産量 | 41万 m ³ | | 64万 m ³ | |
| 県外への木材製品出荷量 | 1.1万 m ³ | | 1.5万 m ³ | |
| 苗木生産量 | 81万本 | | 170万本 | |
| きのこ新品種導入数 | — | | 3品種 | |

5) 人材の確保・育成

【取組の方向】

- 中山間地域を中心として、過疎化・高齢化の進行による農林水産業の担い手不足が、大きな課題となっているが、UIターン者数を含む新規就業者数も増えている。
- 農林漁業の各分野において、就業相談会や技術研修、就業のための施設整備や資金の助成、就業の受け皿となる経営体への支援などを推進する。

【推進施策】

①農業就業者の確保

- 就農相談会や就農相談バスツアーの取組強化、首都圏で島根の農業を紹介するセミナーの開催、半農半Xの支援強化等を進める。
- 就農後の指導についてもきめ細やかな支援を行う。

②林業就業者の確保

- 木材増産等に必要となる150人の就業者増員のため、県内外での就業相談会を行う。
- 就業支援講習などの就業前支援、技術習得や労働安全対策などの就業後支援を進める。

③漁業就業者の確保

- 就業希望者への技術研修や研修後の無利子融資を実施していく。
- 水産高校と連携して、地域の漁業・水産業の担い手として貢献できる人材を育成する。

| 重要業績評価指標 (KPI) | 現況値 | | 目標値 | |
|----------------|---------|--------|---------|--------|
| 農林漁業における新規就業者数 | 22～26年度 | 1,254人 | 27～31年度 | 1,400人 |

5) 農業・森林・漁業・農山漁村の多面的機能の維持・発揮

【取組の方向】

- 中山間地域は、農林水産物の生産の場であるとともに、地域住民の生活の場でもあり、そこで営農や地域活動等が行われることによって、国土の保全、豊かな自然環境や美しい景観の保全、文化の伝承など、多面的な機能が保たれている。
- 過疎化・高齢化が進行する中であっても、農業・森林・漁業・農山漁村の多面的機能が維持・発揮できるよう、営農や地域活動を支援し、集落営農組織の設立や広域的な連携を進める。

【推進施策】

①多面的機能を支える活動への支援

- 担い手不足が深刻化する条件不利地域での営農や、水路・農道の管理など農業・農山村の有する多面的機能を維持・発揮させる活動を継続・拡大していくため、日本型直接支払制度等により、集落・地域の主体的な取組みを推進する。
- 水源のかん養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収など森林の持つ多面的機能を維持・発揮させるため、住民・企業による森づくり活動を進める。
- 漁業・漁村が担ってきた国境監視・海難救助、藻場等の保全、漁村文化の継承といった多面的機能の発揮に資する地域の主体的取組みを推進する。

②担い手がいない集落への対策

- 地域の話合いにより、未組織集落での集落営農の組織化・法人化を進め、近隣の他地域から担い手のいない集落へ出かけて営農を支援する「サポート経営体」を育成する。

③集落営農組織による地域貢献活動への支援

- 単独組織では難しい地域貢献活動などの取組みについては、集落営農組織の組織間連携を支援する。

④鳥獣被害対策の推進

- 農林作物被害の低減、農山村地域の維持を図るため、地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進する。

| 重要業績評価指標（KPI） | 現況値 | | 目標値 | |
|---------------------|------|----------|------|----------|
| | 26年度 | 13,300ha | 31年度 | 13,300ha |
| 中山間地域等直接支払制度協定面積（注） | 26年度 | 13,300ha | 31年度 | 13,300ha |

（注）「中山間地域等直接支払制度」…農業生産条件の不利益な中山間地域において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度

島根県総合発展計画 第3次実施計画（案）より一部抜粋
（3月18日時点）

島根総合発展計画 第3次実施計画（案）

平成28年3月

島根県

| | |
|-------------|-----------------|
| 施策 I-2-1 | 売れる農林水産品・加工品づくり |
|-------------|-----------------|

目 的

- 農林水産物の生産や加工、流通について、消費者ニーズを踏まえつつ、高品質化と安定生産に向けた支援を行うとともに、消費者が安心して農林水産物を購入できるよう、生産段階での安全管理を推進することで、島根の特色を活かした売れる農林水産品・加工品づくりを促進します。

現 状 と 課 題

- 島根の農林水産業は、国内外の産地間競争の激化や価格の低迷、生産者の減少や高齢化による担い手不足など様々な課題を抱えていますが、一方で、地域の特色を活かした付加価値の高い農林水産品・加工品づくりに向けた様々な先駆的な取り組みも行われており、こうした取り組みを県内各地へ波及・定着させていく必要があります。
- 農業においては、多様な消費者ニーズに応えるため、有機農産物やエコロジー農産物など、島根の地域資源を活用した特色ある農産物の生産が必要です。
- 米については、国の米政策の見直しにより、平成30年からは行政による生産数量目標配分に頼らず、生産者や団体等が中心となった、需要に応じた生産に移行していく必要があります。
- 園芸については、オリジナル品種等を活用した売れるものづくりを一層進めるとともに、産地再生に向けた生産体制を構築していく必要があります。
- 肉用牛・乳用牛については、飼養戸数、頭数の減少が続いていることから、生産基盤の強化が必要です。
- 林業については、木を「伐って・使って・植えて・育てる」循環型林業の推進による林業・木材産業の成長産業化が期待されており、原木増産や再造林、きのこ栽培の振興を図る必要があります。
- 水産業では、水産資源の減少や漁労経費の増大に加え、魚価の低迷が続くなど、厳しい経営を強いられており、魚価の改善や水産資源の維持・管理、漁業の構造改革、県内8地域で策定された「浜の活力再生プラン」の着実な推進が求められます。
- これらの推進にあたって必要な農林水産基盤の整備を進めるとともに、農林水産基盤施設の機能を適切に発揮させるため、効率的な維持管理や機能保全を行っていく必要があります。
- 食の安全・安心に対する社会的要請はますます高まると考えられ、「美味しまね認証」及びGAP（生産工程管理）の制度普及を通じて、高い安全性と品質が確保された県産農林水産品の生産を行うことが必要です。
- 農林水産事業者等の所得向上や雇用拡大を図るため、多様な事業者の連携による6次産業の規模拡大を進めていく必要があります。

取 組 み の 方 向

- 農業については、地域の特色を活かしつつ、多様な消費者ニーズに対応した農畜産物、加工品の生産を推進するとともに、必要な基盤の整備を進め、長期的に持続可能で競争力のある産地の育成を目指します。また、環境に配慮した生産を促進し、特に、島根の豊かな自然を活かし、本県の農業・農村のクリーンなイメージを浸透させることとなる有機農業や特別栽培農産物については、生産と販売対策を一体的に進める契約的取引などを拡大し、県農産品のブランドイメージ向上につなげます。
- 米については、農家の収入を安定的に確保するため、契約的取引の拡大に向けて「売

れる米づくり」を推進します。

- 園芸については、島根ならではの産品づくりや、産地における中心的経営体の育成等を推進します。
- 肉用牛・乳用牛については、肉用牛農家・酪農家・集落営農組織等が共同子牛育成施設や飼料生産受託組織などの外部支援組織を介して相互に連携し、規模拡大や生産性の向上を図る仕組みを構築して、生産基盤を強化します。
- 林業では、主伐や再造林に向けた森林所有者の伐採意欲を喚起し、原木増産に必要な林道・作業道等の整備や再造林に必要な苗木の増産を推進するとともに木質バイオマスの乾燥・集荷のためのストックヤードの整備を進めるなど長期的・安定的な未利用木材の集荷システムの構築を図ります。
- 木材業界と連携して高品質・高付加価値の木材製品を製造することで、県外・海外への販路拡大を促進します。
- きのこのブランド力を高め、生産施設の更新・規模拡大、新品種の導入などによる生産を拡大します。
- 水産業では、漁獲物の高品質化、消費者のライフスタイルの変化に合わせた商品づくりや産地での一次加工を推進します。併せて、資源管理やコスト削減等にも一体的に取り組むなど「漁業の構造改革」を進め、漁業経営の体質強化を図るとともに、必要な基盤の整備を進めます。
- 内水面漁業においては、シジミやアユなどを対象として、引き続き資源管理に取り組み、持続的な漁業を推進します。
- 農林水産基盤施設の整備・更新にあたっては、早期段階で予防的な修繕を行う「予防保全型」の手法を基本とし、経済的に機能保全を図ります。
- 「美味しまね認証」制度の導入を、生産者・産地等に対しさらに推進し、消費者に対してもより一層の制度、認証製品のPRを行います。
- 事業者等に対するサポート体制を強化するとともに、市町村を中心とした広がりのある6次産業の展開等を促進し、農林漁業者と商工事業者等の多様な事業者が連携して取り組む6次産業の拡大を図ります。

成果参考指標と目標値

| 成果参考指標 | 平成27年度 | | 平成31年度 |
|----------------------|----------------------------|---|-------------------|
| ①主食用米の契約的取引率 | 32% (H26) | ⇒ | 65% |
| ②主要園芸品目の契約的取引率 | 16% (H26) | | 30% |
| ③有機農業・特別栽培農産物の栽培面積 | 2,302ha (H26) | | 3,780ha |
| ④和牛子牛年間生産頭数 | 6,686頭 (H26) | | 7,000頭 |
| ⑤生乳年間生産量(暦年) | 6.3万t (H26) | | 6.9万t |
| ⑥ <u>県産原木自給率(暦年)</u> | 33% (H26) | | 44% |
| ⑦ <u>原木年間生産量(暦年)</u> | 41万m ³ (H26) | | 64万m ³ |
| ⑧ <u>苗木年間生産量</u> | 81万本 | | 170万本 |

| | | |
|--|--------------------|---------|
| | (H26) | |
| ⑨木質バイオマス発電に関連する雇用者数 | — (H26) | 100 人 |
| ⑩漁業年間生産額 (暦年) | 215 億円 (H26) | 234 億円 |
| ⑪多様な事業者が連携した 6 次産業化に取り組む事業者数 (4 年間の累計) | 43 事業者 (H24~27) | 139 事業者 |
| ⑫多様な事業者が連携した 6 次産業化の取組みによる新規雇用者数 (4 年間の累計) | 32 人 (H23~26) | 84 人 |

| | |
|-------------|----------------|
| 施策 I-2-2 | 県産品の販路開拓・拡大の支援 |
|-------------|----------------|

目 的

- 消費者や流通関係者のニーズを商品づくりに活かすとともに、島根の農林水産品・加工品を「価値ある商品」として売り込む力を強化し、生産者や製造事業者の多様な流通・販売チャネルの開拓、販路拡大による顧客づくりと消費の拡大を図ります。

現 状 と 課 題

- 島根県は、農林水産品の生産規模が小さく、少量多品目の生産が主体です。このため、販売にあたっては、市場出荷のみではなく、販売チャネルや販売手法の多様化を進め、戦略性のある販売体制を確立していくことが必要です。
- 地産地消については、県民が県産品を優先的に購入する意識が高いとは言えないなどの課題があります。県内での消費拡大に向けて、県民や事業者による積極的な取組みを進めていくことが必要です。
- 加工品については、小規模の製造事業者が多く、出荷額や付加価値額が低いなど様々な課題があります。
- 農林水産品・加工品の輸出拡大については、台湾をはじめとする東アジアや欧米諸国における高品質な日本の食品への需要の高まりを受け、輸出ルートの開拓に向けた取組みの強化が必要となっています。

取 組 み の 方 向

- 県外への流通や消費の拡大のため、小売店や飲食店との直接取引など大都市圏での販売チャネルの開拓、販売ターゲットの明確化と戦略的展開に向けて支援するとともに、県産品のブランド力の向上を図ります。
- 県内での消費や流通の拡大のため、食に関する情報発信を進めるとともに、農林水産品・加工品の流通関係者へのPRや生産・製造者と流通業者間のマッチング支援を強化します。
- 加工品については、生産技術の向上などによる商品の高付加価値化、衛生・品質管理体制整備、人材育成等の総合的な支援を行い、販路の開拓・拡大に繋がります。
- 欧米・中東などの新たな国・地域を含む有望市場に向けて、「安全・安心」な島根県産品の強みを活かした輸出の促進に取り組むとともに、輸出に取り組む企業や観光との連携などによる県産品のブランド力の向上を図ります。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値

| 成果参考指標 | 平成27年度 | 平成31年度 |
|-----------------------------|-------------------------------|----------------------|
| ①しまね県産品販売パートナー店における県産品年間販売額 | 1,272 百万円 (H26) | 1,530 百万円 |
| ②にほんばし島根館の年間販売額 | 385 百万円 | 385 百万円以上 |
| ③県内企業の貿易実績企業数 | 185 事業所 | 200 事業所 |
| ④学校給食における県産品の使用割合 | 58% | 63% |
| ⑤県外への年間木材製品出荷量(暦年) | 1.1 万 m ³ (H26) | 1.5 万 m ³ |

| | |
|-----------------|-----------------|
| 施策 I - 2 - 3 | 農林水産業の担い手の育成・確保 |
|-----------------|-----------------|

目 的

- 新規就業者を掘り起こし、その研修や経営の支援を行うとともに、担い手となる生産者の経営改善や安定化に向けた支援を行うことで、農林水産業の担い手を育成・確保します。

現 状 と 課 題

- 農林漁業就業者の減少や高齢化の進行が著しい状況にあります。
- 近年、新規就業者や農業法人が増加しつつありますが、農林水産業の持続的発展のためには、今後とも担い手の育成・確保を図っていく必要があります。
- U I ターンの一層の促進や新規就業者への支援、就業の受け皿となる経営体の育成、農林大学校や水産高校の卒業生等をはじめとした若者の県内農林水産業への就業促進が課題となっています。

取 組 み の 方 向

- 県外での就業相談会の開催による U I ターン者の確保や、関係機関が連携した就業相談から就業前研修、就業、就業後のフォローといった各ステージへのきめ細かな支援を展開し、新規就業・定着を図ります。
- 新規就農者や半農半 X ^(注1) 実践者、農業参入企業といった多様な担い手を確保するとともに認定農業者、集落営農組織の育成を進めます。さらに農地中間管理機構と連携した担い手への農地の利用集積、地域自ら創意工夫して行う担い手へのフォローアップの取組みを促進することにより、法人化など安定した経営体として発展する担い手を育成します。
- 林業については、国産材の需要が高まりつつある中、中心的担い手である森林組合などの林業事業体の経営基盤を強化するとともに、労働力の確保・定着と木材生産に対応できる高度な技術者を育成します。
- 水産業については、漁業の構造改革と「浜の活力再生プラン」を推進し、就業の受け皿となる安定した経営体を育成するとともに、水産高校と水産業界との連携や U I ターン者への支援を進め若者の県内水産業への就業を促進します。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値

| 成果参考指標 | 平成 27 年度 | 平成 31 年度 |
|-----------------------------------|-------------------|----------|
| ①農林水産業新規就業者数 (4年間の累計) | 990 人 (H23~26) | 1,120 人 |
| ②農業法人数 (累計) | 385 法人 | 500 法人 |
| ③林業就業者数 (暦年) | 856 人 (H26) | 1,000 人 |
| ④年間漁業生産額 300 万円以上の 自営漁業者数 (暦年) | 232 人 (H26) | 250 人 |

新たな農林水産業・農山漁村活性化計画
次期（第3期）戦略プラン（案）に対する意見と県の考え方等

【森林・林業戦略プラン】

| 番号 | 項目 | ご意見の要旨 | ご意見に対する考え方・対応 | 担当課 |
|----|---------------------------------|---|---|--------------|
| 1 | 重点的施策の展開方向 (1)低コスト再造林の推進 | 木材生産量（伐採量）の増加により、伐採跡地、再造林の必要な山林はますます増加する。 それに対して、事業者に対する低コスト再造林の取組（機械化やコンテナ苗の導入）だけでなく、森林所有者等の意欲を高める手立て（補助金含め）など、手だても考えるべきではないか。 | 森林所有者の負担を軽減し、再造林に対する意欲を高めるため、伐採・再造林の一貫作業を推進し、まずは再造林そのものに掛かる経費の削減を目指します。 また、再造林に要する経費については、「造林事業」、「新植支援事業」、「原木生産促進事業」などによる支援を実施（継続）します。 | 森林整備課 |
| 2 | 重点的施策の展開方向 (4)林業担い手の育成・確保 | 女性の就労、活用できる視点で取り組んでほしい。 | 植林作業や高性能林業機械オペレーターなど女性の活躍の機会が拡大されてきていることから、地域雇用の場としての林業を広く県民やU I ターン希望者等にPRし、女性を含む新規林業就業者の確保に努めます。 | 林業課 |
| 3 | 重点的施策の展開方向 (5)きのこ産業の強化 | より収益性のあるきのこ生産のための新品種導入等は急ぐ必要があるのではないか。 | きのこの新品種導入は、昨年10月に策定した「ひと・まち・しごと島根県総合戦略」に位置付け、県内各産地と連携して、早期の新品種導入に取り組みます。 | 林業課 |
| 4 | 主な指標の将来見通 2. 森林整備 | 苗木生産量 H26:81 万本→ H31:170 万本とあるが、苗木の生産数量目標とリンクした造林計画面積の提示が必要。 苗木生産者からは、造林で苗木が使用されるといふ裏付けがないと、増産に繋がらないという声がつよい。 | 今後増加が見込まれる再造林に支障をきたすことがないように、次期プロジェクトでは優良苗木の増産を重要な取組項目とし、苗木生産量を期間中の指標としました。 なお、H31に再造林が必要な面積は、約900haになるものと試算しています。 | 森林整備課 |
| 5 | 県共通プロジェクト 「需要に応える原木増産プロジェクト」 | 間伐時期を迎えた人工林が多い。奥部にある人工林の中には、十分な幅員のある道の開設が難しく、原木やバイオマスの出荷が困難な場所も多くある。また、そうした場所は、複数の小規模面積所有者であることも多く、森林施業を行うための所有者間の話し合いも難しい。間伐や木材増産を進める上で、こうした場所での対策が必要。 | 効率的な間伐や主伐を実施するため、森林の境界確認などを行いながら、森林組合を中心に小規模な所有者の集約化を進めています。 そのうえで、高性能林業機械や架線集材による木材生産を推進しています。 なお、経済的な利用が困難な森林もあり、そこでは水と緑の森づくり税を活用した「再生の森事業」により、環境面を重視した森林整備を行っています。 | 林業課 森林整備課 |

| | | | | |
|---|---|--|---|----------------------|
| 6 | <p>県共通プロジェクト 「需要に応える原木増産プロジェクト」</p> | <p>昭和30年～40年代の拡大造林時代に設定した契約造林（分収造林）が期限満了を迎え、それを売り払うには、木材価格が安いし、子孫になると存在すら知らず、契約更新も難しい。分収林を利用する対策が急務。</p> | <p>林業公社の契約地については、一定の面積規模があり、まとまった量の原木生産が可能です。木材生産については、これまでの利用間伐に加え、H26年度からは主伐（更新伐）による木材生産を開始しています。なお、必要に応じて法定相続人と連絡を取りながら長伐期・非皆伐施業への契約変更を順次進めております。</p> <p>県行造林の契約地については、契約期間が満了となるものから順次、所有者、法定相続人と協議しながら、採算の取れるものについては、立木の売却等を実施しています。</p> | <p>林業課 森林整備課</p> |
|---|---|--|---|----------------------|